

NEWS LETTER

2010年12月8日(水)

〒161-0031 東京都新宿区西落合 3-2-26 コートグランディア永夢 101
山田恵美子税理士事務所 TEL 03-3953-5587 FAX 03-3953-5594
Email yamada@tax-tax.jp

扶養控除

扶養親族に該当する人

次の要件すべてにその年の12月31日現在において当てはまる人を税法上の「扶養親族」といいます。

① 配偶者以外で、6親等以内の血族（血のつながった親戚）および3親等以内の姻族（結婚によって親戚関係にあるもの、また里子や養護を委託された老人も入ります。

② 生計を一にしていること。
必ずしも同居していない場合でも、余暇には共に生活するような場合、で生活費、学資金の送金が行われている場合は該当します。
送金を証明する書類の提出までは要件とされていませんが、送金している事実を確認した方がよいでしょう。

兄弟で両親に仕送りをしているような場合は、重複して扶養控除をとることはできませんから、そのうちの一人だけが扶養控除をとることができます。

③ 青色申告者の事業専従者として給与の

支払を受けていないこと、および白色申告書あの事業専従者でないこと

④ 扶養親族の年間の合計所得金額が38万円以下
給与所得であれば103万以下であれば、65万円の給与所得控除後が38万円以下となり扶養親族に該当しますが、他に所得がある場合には要注意です。
株取引による譲渡所得、保険金等の一時所得ある場合には扶養親族から外れてしまうことがよくあります。

扶養控除の見直し

平成23年より年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されました。
また、年齢16歳以上19歳未満の人への上乗せ（特定扶養親族）についてもこども手当との関連で廃止されました。

個人所得課税の更なる見直しも

平成23年度の税制改正では、次のような案も検討されています。

- ・給与所得控除の上限設定
- ・配偶者控除の見直し
- ・成年扶養控除の見直し